

## 広島市「こんにちは赤ちゃん事業」配布用冊子の製作及び協働発行に関する協定書

広島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、発注者が実施している「こんにちは赤ちゃん事業」において配布する子育て支援に関する情報を掲載した冊子（以下「冊子」という。）の製作及び協働発行に関し、次のとおり協定を締結する。

## （総則）

第1条 発注者及び受注者は、官民協働の精神に基づき協働し、受注者は、子育て支援に関する情報を掲載した冊子を製作し、発注者と協働発行するものとする。

2 発注者及び受注者は、この協定書に基づき、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

3 受注者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定が終了した後においても同様とする。

## （費用負担）

第2条 受注者は、企画、編集、印刷、製本、配布及び納品など冊子の発行等に要する一切の費用を受注者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、発注者は一切の費用を負担しないものとする。

## （冊子の発行に関する責任等）

第3条 発注者及び受注者は、冊子の発行に関し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合は、直ちに問題解決のため必要な措置を講ずるものとする。

2 発注者は、受注者に提供した情報に係る苦情等に関する責任を負うものとする。

3 受注者は、広告掲載内容に係る苦情等に関する責任を負うものとする。

## （広告掲載等）

第4条 冊子に掲載する広告の仕様及び内容は、「広島市広告掲載要綱」及び「広島市広告掲載基準」の内容を満たすものとする。

2 受注者は、広告主を募るに当たって協働を基本に発注者と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。また、発注者は、必要に応じ受注者の支援を行うものとする。

3 受注者は、広告募集活動において、事前に発注者の了承を得た上で、発注者の名称等を使用することができる。

4 受注者は、本協定の履行に関し、発注者から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応ずるものとする。

## （著作権）

第5条 発注者が提供する行政情報の著作権は、すべて発注者に帰属し、受注者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、発注者の許可を得るものとする。また、受注者が独自に収集した情報や広告の著作権は、受注者に帰属し、発注者が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、受注者の許可を得るものとする。

(仕様書等の変更)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書若しくは業務に関する指示（以下「仕様書等」という。）についての変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。

(発行の見直し等)

第7条 冊子の発行等は、協働を基本として実施するが、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適當な事情が生じた場合には、発注者・受注者協議の上、発行等の全部又は一部を中止することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 受注者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定期間等)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、やむを得ない事由が発生し、協定の継続ができなくなった場合は、相手方に書面で通知し、双方合意の上でこの協定を解約することができる。

(補則)

第9条 この協定に関して疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、発注者受注者協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
広島市長 松井 一 實

受注者